

2017年3月28日

高浜3, 4号炉についての大阪高裁決定に 関するコメント

伊方原発をとめる弁護団

伊方原発をとめる会

1. 本日、大阪高等裁判所は、関西電力高浜3号炉、4号炉について、運転停止を命じた大津地方裁判所の仮処分決定を取り消した。福島原発事故を防ぐことができなかった司法の責任を自覚し、二度と原発事故を起こさせないとする司法の流れに逆行するものであり、断じてこれを許すことは出来ない。
2. しかも、その決定理由は、福島原発事故について未解明な部分が残されていることを認めながら、新規制基準を不合理なものでないとした上、原子力規制委員会の審査に適合することにより、関西電力が、新規制基準に適合することを相当の根拠、資料に基づいて主張、立証できたとするものであって、福島原発事故以前の旧態依然とした論理に基づく、不当極まりない決定である。その上、第1層から第4層の対策で事足れりとして第5層の防災対策を規制対象としなかったことを不合理でないとし、防災対策が様々な点において改善の余地があるとしながらこれを不問に付したものであって、住民の権利を守るという視点は完全に欠落している。
3. 私達は、このような決定を断じて許すことは出来ない。
4. 伊方3号炉は、昨年8月12日に再稼働したが、伊方原発は、我が国最大の活断層である中央構造線の直近にある上、南海地震の震源域にあり、地震による危険性は際立っている。また、佐田岬の半島側に居住する約5000人の人々が避難出来ないことも常識となっていると言って過言ではない状況にある。
5. 伊方3号炉について、3月30日には広島地方裁判所において、また近々に松

山地方裁判所において仮処分決定が予定されているが、その仮処分決定では、福島原発事故を教訓にした、伊方3号炉の危険性を直視した正当な決定がなされ、裁判所が基本的人権の擁護という本来の使命を果たすことを確信している。

以上